

令和2年度第3回四街道市保健福祉審議会地域福祉部会会議録（概要）

日時 令和3年1月18日（月） 午後1時30分～午後2時30分

場所 四街道市総合福祉センター会議室1

出席者 委員 澁谷委員 佐藤委員 鵜之沢委員 矢口委員 伊佐委員
花井委員 古川委員

事務局出席者 和田社会福祉課長 田中地域福祉係長 秋山主査補 安井主任主事
コンサルティング会社 株式会社 ジャパンインターナショナル総合研究所 2名
傍聴人 0人

——会議次第——

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議 題

第3次四街道市地域福祉計画（案）について

4 閉 会

1. 開会

（配布資料確認等）

2. 部会長あいさつ

（澁谷部会長よりあいさつ）

3. 議題

【澁谷部会長】

本日の議題は1点です。事務局より説明をお願いいたします。

【社会福祉課長】

（資料に基づき説明）

【澁谷部会長】

ありがとうございました。事前に、花井委員と伊佐委員からご質問・ご意見をいただいています。

先にお二人のご質問・ご意見を承りたいと思います。花井委員よりお願いいたします。

【花井委員】

30ページ、基本方針1の本文ですが、「近隣の様子に耳を傾けてみてください」といった表現は、聴覚障害の方がどのように思うでしょうか。また、「目を向けてみてください」と表現した場合は視覚障害者の方がどのように思うでしょうか。文章を「近隣の様子に関心を持ちましょう」といった表現に変えていただくことはできるでしょうか。

【澁谷部会長】

他の委員の皆様はご意見いかがでしょうか。事務局はいかがですか。

【地域福祉係長】

ご意見のとおり修正したいと思います。

【花井委員】

2点目です。73ページ以降の用語解説ですが、本文中の何ページにその用語があるかという記載がありません。用語解説をみてから本文に戻ろうと思っても、どこにあったかわからず戻りづらいです。用語ごとに何ページに載っているか記載していただきたいという要望です。

【澁谷部会長】

用語のところに索引のようなページ数の記載ということですね。事務局はいかがですか。

【地域福祉係長】

こちらはわからない用語を確認するという意味で設定しております。本文にアスタリスクがついているものについては、用語解説があるということを目次の余白に記載させていただきたいと思います。

【澁谷部会長】

用語解説はあまり量が多くないので、その説明文を最初に示せばよいかと思いますが、委員の皆様はいかがですか。

【花井委員】

印がついている用語は用語解説を参照してください、というような一文が入るということですね。ありがとうございます。

【澁谷部会長】

どのように入れるかは事務局にお願いいたします。次の質問をお願いします。

【花井委員】

74 ページ、用語解説の「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」とありますが、説明文では児童の虐待の早期発見にしか触れられていません。「配偶者等」としての説明をどのようにお考えでしょうか。

【澁谷部会長】

おっしゃるとおりですので、事務局は追加しておいてください。

【花井委員】

76 ページの「障害の社会モデル」に関する説明文についてです。この文章を読んでも非常にわかりづらいです。もう少し平易な言葉を使っていただけるようにしていただきたいと思います。

【澁谷部会長】

花井委員からいただいた文章がわかりやすいので読み上げます。『個人の心身機能の障害を「障害の個人モデル・医学モデル」というのに対し、社会にある「モノ・環境・人的環境等」が障害になっていることを「障害の社会モデル」といいます。個人の心身機能等の障害とが相まって、障害が作り出されているとして捉える考え方です。』いかがでしょう、伊佐委員はこれを聞いて不自然さはありましたか。

【伊佐委員】

確かに、心身機能の障害だけでなく社会的な環境による障害もあります。国連の障害者権利条約でもそのように捉えていると思うので、花井委員のおっしゃったことはよくわかります。

【澁谷部会長】

では細かい文章については事務局と調整させていただきます。続きまして、伊佐委員からいくつかご質問をいただいています。自助の定義については他の皆様の議論も必要かと思います。また、成年後見制度の中核機関の位置づけについて、この2点をまず議論させていただいて、他は政策に関する質問ですので、本日の時間があつたところでいかがでしょうか。まずは31ページの基本方針2、自助の定義についてお願いいたします。

【伊佐委員】

自助とは、自分自身で行う、家族の協力を得て行うという定義だったと思いますが、高齢の方や、私も含めて障害のある人には厳しいという印象を持ちました。あるヘルパーから、自助というのは自ら助けを求める力も自助ではないか、と聞きました。定義の中にこのように加えていただけたらと思い提案しました。

【澁谷部会長】

31ページの自助・共助・公助の考え方についてですね。私も今おっしゃっていただいたことはとても大切だと思います。しかし、この考え方を31ページに入れると、他の部分との整合性が

つかないようにも思います。私の提案ですが、30ページの基本方針1の本文、1段落目のあとに、「また、市民自らが助けを求める力を身につけることも大切です」と、このような文章を追加するのはいかがでしょうか。

【伊佐委員】

とてもよいと思います。私自身、母を介護しながら自分の社会参加の両立をしてきました。私の場合は常に助けを求めながらここまでできましたので、そのように書いていただくと、とてもありがたいと思います。

【澁谷部会長】

他の方はいかがでしょうか。先程の文章を本文に入れるのは違和感があるでしょうか。

【佐藤委員】

よいと思います。

【澁谷部会長】

事務局はいかがでしょう。

【地域福祉係長】

31ページに伊佐委員のお考えを入れることが難しいと考えていて検討していたところでしたので、部会長の案ですと、文章中に考え方を入れられるかと思います。

【澁谷部会長】

文章の体裁については事務局にお任せします。

【澁谷部会長】

次に成年後見制度の中核機関の設置についてお願いします。

【伊佐委員】

36ページに、今回の計画のポイントの1つとして、成年後見制度の中核機関の設置が記載されています。そのため、65ページの基本目標4(3)①・②の成年後見制度の取り組みの内容に、中核機関の設置を載せた方が、市の方針がはっきりしてよいのではないかと思います。と言いますのも、46ページの総合相談窓口の創設の取り組み内容に、コミュニティソーシャルワーカーという文言が追加されています。素案の時は入っておらず、36ページのポイントのみで触れられていたかと思います。今回、「行政が進めていく取り組み」に載せていただいたので、より市の姿勢が分かりやすくなったと感じて、とても評価しました。このように、成年後見制度の中核機関も、行政が進めていくとして載せていただけたらと思い提案しました。

【澁谷部会長】

事務局はいかがですか。これについて、特に理由はないのでしょうか。

【地域福祉係長】

成年後見制度の利用の促進に関しては、主なポイントとして重点とはしていませんが触れさせていただいています。しかし、成年後見制度の単独機関の設置までは難しいと考えておりましたので、65ページ「行政が進めていく取り組み」では中核機関という文言を入れていないのが実状です。今後、総合相談窓口の整備等をするなかで、成年後見制度をどのように位置付けていくか考えていきます。

【伊佐委員】

成年後見制度のニーズはこれからますます増えてくると思います。その時に中核機関を行政が設置しておくことは大事で、計画期間内に設置が難しければ検討するなど、そのような文言を入れることは難しいでしょうか。

【澁谷部会長】

私もどこかに設置の検討という文言を入れたほうがよいかと思っております。また、ポイントとして、中核機関の設置や地域連携ネットワークの段階的な整備に取り組むと示されているのに、65ページでは抜けているので入れたほうがよいかと思うのですが、厳密には普及・啓発とは違いますが、入れるとしたら④の取り組み内容「相談・支援のあり方について検討します」を「相談・支援のあり方、中核機関の設置等について検討します」とするのはどうでしょうか。

【花井委員】

36ページのポイント4は現状ではどのような状況でしょうか。体制づくりのなかでまだまだできていないのか、もっと重点的なことをやらないといけない段階なのか、そこが見えていません。現状このような段階なので、今後の取り組みで検討しますなどとし、65ページにおいて中核機関の設置や整備に取り組みますとしてはいかがでしょうか。

【澁谷部会長】

タイトルが「取り組み」となっていて、他も同じように「取り組みます」としていますので、どのようにしましょうか。これは障害のある方も含めた中核機関になると思いますが、現状では高齢者は地域包括支援センターが中心で、障害のある方は相談支援事業所が中心でしょうか。

【伊佐委員】

成年後見制度については弁護士や社会福祉士などの専門職後見もありますが、専門職に後見を依頼するのは敷居が高いことや、金銭的な問題もあります。市民後見人というのが全国で増えていて聞いています。四街道市ではNPO法人の市民後見センターが何年か前に設立し、市民後見人の展開をしています。その理事長と毎月会いますが、なかなか市民後見人がいないと聞きます。前回もお話しましたが、養成講座を開いて、市民後見人がもっと増えないだろうかという話も聞

きます。現在は1つのNPO法人で活動を行っているので、バックアップする意味でも中核機関が必要かと思います。佐倉市の社協ではこのような事業を実施していると聞いています。

【澁谷部会長】

そういった機関の設置に向けた議論をこの計画の中で行うということになるのでしょうか。そうしますと、私からの提案ですが、65ページ①の2段目「今後は地域包括支援体制の構築に向けた組織体制づくりの中で、複雑な制度の周知方法や相談・支援等のあり方、中核機関の設置等について検討します。」ではどうでしょうか。今後、普及にも関連するということで、②より①の方に入れたほうがよいと思いますが、他の委員の方いかがでしょうか。

【佐藤委員】

まだ普及啓発の段階だと思います。入れられるのであれば、そこでよいと思います。

【澁谷部会長】

今後の普及啓発のために、中核機関の設置等も考えていく、ということで委員の皆様よろしいですか。事務局いかがですか。

【社会福祉課長】

整備に取り組みますとしていますが、実際の取り組みがないということをご指摘のとおりですので、36ページ、ポイント4の文言も検討させていただきます。また、部会長から提案がありました65ページも修正させていただければと思います。

【澁谷部会長】

確かにポイント4は、ここで議論していると中核機関の設置まで至らないことはわかりますが、この文章では、計画中に中核機関を設置するという意味に読めてしまいます。

【社会福祉課長】

設置としていますが、「包括的支援体制の構築に向けた組織体制づくり」というのは、包括的な窓口のなかで相談体制をつくり、その後に中核機関等という段階的な意味もあります。計画期間では中核機関の設置は難しいので、検討とさせていただければと思います。

【澁谷部会長】

最終的な文言は事務局からいただいて、私が判断してよろしいでしょうか。では、他の委員の方ご意見いかがでしょう。

【古川委員】

以前より提案や質問をしていた不登校や青年についてです。子どもというと18歳まで含まれていますので、子どもの支援は多くの取り組みがありますが、引きこもりの問題や、青年の居場所が少ないというお話を以前からさせていただいていました。青少年育成センターの取り組みはあり

ますが、社会にうまく出ていけない子どもたちへの支援が見えてこないため、せめて文言として「青年」や「青少年」などがあればと思います。例えば39ページ「(2) 気軽に立ち寄れる場所の確保」の共助・公助に関連して、「子ども・子育て中の親」、「高齢者」の間に「青年」を入れるなど、計画に盛り込まれていないと具体的な政策もつukれないのではと思います。

【社会福祉課長】

3ページの3段目、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」といったところに、青年という文言は出てこないのですが、制度の狭間で対象となっていなかったということで、考え方としては入っているかと思います。やはり青年という文言を入れていったほうがよろしいでしょうか。

【古川委員】

やはり見落とされてしまうといいますか、心のバリアフリーということも掲げられていますので、悩みを抱えている青少年もいるのは確かなので、文言としてどこかに青少年を入れていただけると、計画を具体化する上で意識されると思います。

【安井主任主事】

42ページの④総合型地域スポーツクラブについて、76ページの用語解説にもありますが「多項目、多世代、様々なレベル」とありまして、この中には青少年の居場所が含まれているのではと思います。

【澁谷部会長】

様々な生活課題を持つ青少年について、これまでの制度の狭間にあった方は包括的な支援体制として今後支援を行うということについてですよね。今回がスタートラインという位置づけかと思います。いわゆる元気な青少年たちの地域との関わりであるとか、福祉への意識ですとか、そのような部分は次のステップかもしれませんが、これらも本当は計画の中にあつたほうがよいですね。

【古川委員】

青少年の自死も増えているので、救えない命をどのように救っていくかは福祉の分野かと思います。

【花井委員】

青少年については教育委員会との連携なども関わってくると思います。どこかにそのような一文があり、見える方がよいと思います。

【澁谷部会長】

今から基本目標や、体系の柱の変更は難しいです。

【古川委員】

はい。政策の具体的なところで、青年や青少年という文言が入るだけでも今後のアクションになっていくと思います。

【澁谷部会長】

わかりました。こちらは時間の問題もありますので、検討して、事務局と判断させていただいてよろしいでしょうか。他の方、ご意見ございますか。

【佐藤委員】

今の青少年の件ですが、これはあくまで地域福祉計画となりまして、青年に限らずひきこもりの問題もあるので、そうした課題について総合計画の中でどのような位置づけになるのか、そのあたりも今後検討する課題と思います。

【澁谷部会長】

総合計画の位置づけによって次回の地域福祉計画も変わっていくということですね。

【佐藤委員】

あとは教育委員会の青少年担当の計画がどのようになっているかです。

【澁谷部会長】

これらの件について、事務局は青少年の文言が本文に入る所があれば検討させていただいて、期限までに私の方で調整させていただきたいと思います。

【古川委員】

前回提案させていただいた内容ですが、コロナ禍でコミュニケーションがとれていないということについてです。地区社協の集まりも全部ストップしていて、民生委員と学校のやりとりも全くない状態です。DVを受けている子どもや不安を抱える子が10%以上いるというデータもあります。そこで、計画にオンライン活動を盛り込むことは取り組みとして難しいでしょうか。

【地域福祉係長】

33ページに「新しい生活様式に配慮した地域福祉活動の推進」について記載があります。こちらにオンライン活動等の具体的な記載はありませんが、このなかで読み取っていただくか、若しくは文言を加えた方がよいのか、というところです。

【古川委員】

会議がストップしてしまうなど、学校と民生委員とのやり取りがなくなると、救える子どもたちも救えなくなってしまいます。「新しい生活様式」のなかで網羅されていればよいと思うのですが、今後また、いつこのようなことが起こるか分かりませんので、会議が止まらないようにという意味で提案をさせていただきました。

【鵜之沢委員】

民生委員と学校の繋がりがなくなっているというお話がございましたが、そういったことはございません。12月にも、ある学校と交流会をしていますし、中学校にも申し入れをしておりますので、その点だけよろしく願いいたします。

【澁谷部会長】

これは地域福祉計画より単年度の扱いになるのでしょうか。新型コロナウイルスの影響がどのようになるかわかりませんが、このような状況下における会議の方向としてオンラインの活用などということです。委員の皆様いかがですか。

【佐藤委員】

用語解説に「SNS」とありますが、この用語はどこで使っているのでしょうか。

【社会福祉課長】

54ページの②です。

【花井委員】

用語解説の「新しい生活様式」のなかに、例えば「オンラインの利用等」という説明を追加したらどうでしょうか。

【澁谷部会長】

そうですね。「新しい生活様式」の中に、例えば、「会議等の開催は積極的にオンラインの活用等も検討する必要がある」などでしょうか。

【古川委員】

旭中学校区ではオンラインサロンを試行したと聞きます。可能性はあると思います。

【澁谷部会長】

用語解説の「新しい生活様式」に「また、地域福祉活動の展開や活動の会議や連携、連絡調整にあたっては、オンラインの活用等の推進が見込まれます」と言った文章を追加するところでしょうか。

【社会福祉課長】

オンラインの活用は技術的な部分の知識が必要で計画本文には入れづらいので、用語解説において追加させていただければと思います。

【澁谷部会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

【古川委員】

確認があります。65ページの③に「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」とあります。平成16年の児童福祉法改正で要保護児童対策地域協議会を自治体に設置することとなりましたが、四街道市ではこちらがその協議会なのでしょうか。

【地域福祉係長】

そうです。

【古川委員】

ありがとうございます。「要対協」と聞きますが、四街道市は設置しているのか確認させていただきました。

【澁谷部会長】

他にはいかがでしょうか。まだいくつか決定的でなく、私と事務局で最終判断をらせていただく部分もございますが、基本的には「第3次四街道市地域福祉計画」について、事務局案としてよろしいでしょうか。賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

【委員】

(委員挙手)

【澁谷部会長】

全員一致ということで、ありがとうございます。追加部分等については事務局と私で調整させていただきます。伊佐委員、もう少し時間を使えそうですので、政策の件でご質問等ありましたらお願いいたします。

【伊佐委員】

46ページの総合相談窓口について、現時点でいつ頃に設置の予定でしょうか、また、人員構成はどのように考えていますか。

【地域福祉係長】

設置の時期については計画期間内で検討していくところです。

【伊佐委員】

社会福祉課に設置されるかと思いますが、窓口業務も市役所の開庁時間に準ずるのでしょうか。

【地域福祉係長】

設置場所についても今後の検討事項となります。

【社会福祉課長】

窓口については社会福祉協議会の協力も必要になってきます。社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画や、他相談機関とも関係がありますので、具体的な部分については今後の協議のなかで決めていくこととなります。

【伊佐委員】

将来的には 24 時間 365 日対応にしていただけるとありがたいです。千葉県の機関である中核地域生活支援センターがそのように電話相談を受けられるようになっているので、市町村レベルでもあればよいと思います。県の構想では市町村にもセンターをとということだったと思いますが、県の予算がないことから市町村としては取り組みづらいただろうと以前から思っていました。あくまでも要望ということです。

【澁谷部会長】

よろしいですか。他の委員の皆様も何かございますか。無いようですので、本日の議題はこれで終了となります。事務局にお返しします。

4. 閉会

【地域福祉係長】

委員の皆様におかれましては、これまで 3 回にわたりまして慎重なるご審議を賜りまして、ありがとうございました。改めましてお礼申し上げます。本日の結果を受けまして、今後、本計画を 2 月 1 日開催の保健福祉審議会の本会に提出し、答申いただくこととなっています。文言の修正等については部会長と確認をして進めさせていただきます。以上をもちまして地域福祉部会を終了いたします。ありがとうございました。